

【ものづくり 人づくり 地域づくり】

7/11 東海第2原発 運転差止訴訟 第3回口頭弁論 (水戸地裁)

最高裁が全国の裁判官を集めて「原告住民の意見陳述をさせるな」と指示したと伝えられる中、東海第2原発訴訟でも、原告住民の弁論、今回も認められず。原告らの異議申立てで法廷は騒然。



記者会見にて、原告住民としての思いを語る魚住さん



○裁判長「原告住民による弁論は今日は留保します」

○原告ら「異議あり！」

○裁判長「黙りなさい！」

○原告魚住さん

「どうして裁判長は裁判を起こした当の原告、わたしたち住民の意見を聞いてくれないんですか？わたしたちは福島でこれだけ大きな災害を起こしてしまったんです。誰が悪い彼が悪いのではなく、全員が問われているんです。このような災害は二度とおこしてはならない。次の未来の子どものいのちを守ってやる親としての責任があるんです。ここまで生きてきてしまった我々の責任なんです。この住民の訴えをきちんと裁判所が受け止めて、同じ国民の立場に立って裁判長には判定してもらいたいただけなんです。そういう思いで陳述を認めて欲しいと言っているのです。そして裁判所のみなさんも福島の現地に行つて欲しい。今どうなっているか、福島の人たちの生活が破壊されている現状をつぶさに知って欲しいんです」

○裁判長「今日は留保します。いつ認めるかは進行協議で」

○原告側弁護士「原告らが民事訴訟法にもとづいて異議申立しているのに、それに答えずに進行協議には応じられません」



裁判には生協の組合員・生産者はじめ、たくさんの原告、賛同者が集まってくれました。(裁判後、茨城県弁護士会館での記者会見場にて)



住民側意見陳述をさせない水戸地裁。裁判序盤から異様な進行



生協の組合員・生産者も50人も原告になっている「東海第2原発運転差止訴訟」の第3回弁論が、7/11日水戸地裁で開かれました。

水戸地裁は、原告総勢266名が全員法廷に入りきれないために、裁判所内で弁護士さんから説明を受けることを「集会」と決めつけて、控室の利用を禁止し、裁判所から原告住民を締め出しました。

法廷では、前回から論争となっていた福島事故の被害の現実をもって東海第2原発の事故の可能性と広範な住民の生命・身体への被害の危険性の訴えを、裁判長は「後回し」としたことに對して、今回は弁護団が総力をあげて「福島事故の被害の実相とその法的意味」についての準備書面を提出したことから、裁判長はしぶしぶ弁護士による弁論は認めました。

しかし、今回も私たち常総生協組合員であり、有機農業生産者の魚住さんの弁論だけは「留保」して認めませんでした。

法廷では原告住民が民事訴訟法による裁判長の進行に対する異議申立を行い、それに対して裁判長が「黙りなさい」と言ったことから騒然となり、魚住さんが「どうして裁判長は住民の声を聞けないのか」と問いただしてもそれには答えないまま、混乱の中裁判長は「閉廷」を宣言して法廷から去ってしまいました。

最高裁はこの春、全国の原発裁判を担当する裁判官を勉強会の名目で招集し、その中で「原告住民の意見陳述はさせるな」と指示したと伝えられています。裁判長が住民の生の声を聞くと動揺して住民側に気持ちが傾き、公正中立性を欠くことになるというのが理由のようです。

最高裁や国は、住民や国民の生の声をいちばん怖がっている様子です。裁判長が、この地で生活して放射能に対する恐怖や子どもたちの健康への不安、自然への汚染がない安心の社会を求めている住民の声を聞き、二度と原発事故をおこしてはいけないと思ってもらえるまで、一人ひとり原告住民が法廷に立ってあきらめずに訴えてゆこうと思います。

裁判長の裁判の進め方（訴訟指揮）

「原告による”東海第2原発が過酷事故を起こした場合の損害”の陳述は留保する」

「原告住民の意見陳述に法的意味があるとは思えない」

「住民の被害については整理が困難になるから裁判最終前にまとめてやってもらいたい」

「まず、設置・運転の許可の適法性について審理する」（適法であれば、住民の被害について論じる根拠はなくなるから裁判の手間が省ける）

（原告）住民側代理人（弁護士）の主張

「原発事故によって住民の生命・身体・財産・生活、コミュニティがいかに破壊されるかは、人格権の侵害をめぐる差止請求の重要な要件事実である」（周辺住民の生命・身体への被害へのおそれは、原発の運転差止を請求する根拠となる）

「原子炉規制法の”災害の防止上支障のないこと”とは、周辺住民への被害、侵害がないことを指示しているもの」

「従って、原告住民らの被害の意見陳述は原発の運転の差止を求める重要な要件事実である。原告らの弁論には法的に重要な根拠がある」

「原発事故による福島の人々の状況は、憲法13条に規定する生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利は最大限尊重されることに違反して、違憲状態である。」

「原発事故による被害は憲法で保護された人権を不可逆的に侵害するものであり、生活基盤が根こそぎ破壊されるものである」

（被告）日本原電の主張

「原発には絶対的安全性はもとめられていない。社会通念上容認される事故は、既に発生した事故（福島第一原発事故）を基準にするものではない。十分な安全対策を講じているので福島事故と同様な事態が発生する可能性は無視し得る程度に低い」

（被告）国の主張

「設置許可の審査は、基本設計と基本設計の安全性に係る事項に限られており、住民の被害などは審査の対象ではない。司法での審査は基準の不合理性、審査過程に過誤・欠落があったかどうかだけを審査すべき。」

「裁判長から釈明を求められた原告適格は原告が立証すべきこと」（国が東京・神奈川の住民は原告になる資格なしと主張したことに対する釈明を求められて）

東海第二原発訴訟

原電経営難は「構造的」

第3回 原告側「損失補う能力なし」
口頭弁論

東海村の日本原子力発電（原電）東海第二原発の運転差し止めなどを周辺住民らが求めた訴訟の第三回口頭弁論が十一日、水戸地裁で開かれた。原告側は被告の原電が経営難だと指摘し、事故が起きた場合に損失を補う能力がないとして差し止めを訴えた。原告の意見陳述は前回に続いて留保され、原告団が異議を申し立てる中、新谷晋司裁判長の判断で閉廷した。



閉廷後に会見する原告弁護団＝水戸市で

原告側は、原電の経 処理費用などに圧迫され、今後四年間で二 千五百億円の赤字が累 積されると説明。「震 災に伴う原子炉停止や 稼働の遅れが原因では なく、構造的な問題 だ」と主張した。

その上で、原電には 「原発災害の際、生命 や財産の損失を補う能 力がない」と結論付け た。東海第二原発のフ イルター付きベント装 置や防潮堤の工事に着 工したことについての 釈明も求めた。

東京電力福島第一原 発事故で避難中に亡く なった患者や事故を苦 に自殺した農家などの 書面を「法廷で読み上 げても挙げ、「現実の被

原告の陳述認めず

裁判長の 廷内騒然、異議も 閉廷宣言

第二回口頭弁論で、 傍聴席の原告たちは裁 判長の指揮に声を上げ て異議を申し立て、廷 内は騒然とした。審議 が継続できないと判断 した新谷晋司裁判長は 閉廷を宣言した。

原告男性（名）が福島 第一原発事故で受けた 農業被害を訴える準備 書面を「法廷で読み上 げても挙げ、「黙りなさ

とで「大量の放射性物 質が放出される事態の 可能性は、社会生活上 無視し得る程度に低く 保たれる」と主張し、 追及していく」と 対決姿勢を強めた。

原告側が前回、「原 発に福島第一原発事故 と同等か、それ以上の 事故が絶対に発生しな いことが要求される」と 主張したことに、掘 出した書面で「争う」と 回答した。

さらに東海第二原発 の安全性は論じられ、 安全対策を続けること

地裁の対応を批判

原告側の待合室廃止で

東海第二原発訴訟 地内から原告を締め出 されて、水戸地裁内に設け られていた原告側の待 合室が、第三回口頭弁 論から廃止された。原 告側は「水戸地裁は敷 地内から原告を締め出 して、憲法三二条が保障 する裁判を受ける権利 を侵害している」と地 裁を批判する。

大石光伸原告団長に よると、前回の口頭弁 論までは、地裁から廷 内の一室を待合室とし て用意された。原告二 百六十八人のうち、廷 内の当事者席などに座 るのは一部だけ。待 合室では、傍聴できな かった原告が待機し、 弁論士から裁判官の 説明を受けていた。

また、地裁敷地内で 原告団は閉廷前に原告 の席に座る人を独自 に抽選していた。

今回の口頭弁論前 に、地裁から、弁論士 の説明は禁止事項の

第3回弁論では、原告側 代理人によって、「日本原電 には経理的基礎がなく安全 性を確保する経済基盤なし」と、「原発事故による深刻な 被害は原告らの請求の根本 を基礎付ける請求原因であ る」の弁論が行われました。

経理的基礎の弁論では、 日本原電の経営悪化は震災 前の2010年よりはじまっ ており、2012年度末で有利子負債は2,000億円を超え、借入のための借入を している破綻状態。敦賀原発 の廃炉費用も不足していて 数年のうちに2,500億円の 損失となり資金破綻する。

このような経営状況なの に、使用済核燃料再処理を めぐる六ヶ所村日本原燃への前払いや株式引受をおこなったり、電力会社から廃炉費用をもらえるなどとして 不明瞭な経理処理について も指摘し、経営資料や契約書等の提出も求めました。

日本原電は震災後稼働できずに、その経費は東電や 関電の電気料金に転嫁されて 支えられており、その額は 3年間で4,200億円、2016年までには6,000億円の国民負担となること が示されました。

「集会」にあたるため 今後一切、待合室を設 けないと原告団に連絡 があつたという。敷地 内での集会や抽選も避 けるよう求められた。

大石団長は「法廷に 入れない原告に弁論士 が説明するのは当然の 行為。地裁の対応は非 常に残念だ」と話して いる。（妹尾聡太）



朝日新聞 (7/12)

日本原電は地元自治体との協議・ 合意なくベント装置や防潮堤工 事に着工し、裁判当日、再稼働 申請する方針を発表した。

累積欠損は2500億円超に

東海第二原発 差し止め訴訟

住民側試算で見通し

常陽新聞 (7/12)

東海第二原発差し止め訴 訟の第三回口頭弁論が11 日、水戸地裁（吉田豊裁判 長）で開かれ、原告側住民 収入の根拠を失う⑥人件費 は原電方針通り20％削減を 図る⑦などを損益計算書に 反映させると累積欠損が膨 らむと試算できるといっ た。

さらに、人格権に基づ き、福島原発事故での被害 例やチェルノブイリ原発事 故の被害状況を報告しなが ら、「チェルノブイリの悲 劇を繰り返してはならな い」「チェルノブイリ法並 みの補償を」などと訴え た。

弁論では、原告の魚住道 郎さんの「被害論」の意見 陳述をめぐり、今回も裁判 所と意見が対立した。

（國部高秀）

【8月は平和を考える月間】 ※(5/28～6/2) つくばで開催されました「親子で知ろう戦争と暮らし展」で紹介されたお話を順次掲載します。

あったことを隠して無くすことは罪です。

語り手 金城圀弘さん(土浦市在住。沖縄県出身)、聞き手 理事長 村井和美

5/28につくば市で開催されました「親子で知ろう戦争と暮らし展」で戦時中の沖縄の様子をお話頂きました沖縄県出身の金城圀弘さん(土浦市在住)。金城さんのお宅に、御礼とお借りした資料をお返しに訪問しました。その時のお話をご紹介します。



■沖縄にとっての6月23日。

「6月23日が過ぎましたね」と私。「部族の日、利用され続けた屈辱の日でもあり」。金城さんは静かに一言ずつを噛みしめて語ります。そうです。忘れてはならない平和を祈る特別な日、沖縄で組織的な戦いが終わった日です。ですが、その後に至っても戦いは続き、市民は追いやられて行き場が無く、多くの命が失われたと歴史は語っています。



■沖縄でなく、日本の問題として。

「沖縄にとって、と言いますがそうでなく、日本、なんです。沖縄の問題だと片付けてしまうのは差別でしょうね。いろんな問題すべてが重なっています。オスプレイも基地問題も沖縄の事として語られるうちは、本当の日本でない

ように思います」と金城さん。また、解っていても変えられない多くのことがあるとも。

■やっぱり、多くの人に知ってほしい。

常総生協の平和の集い展での「戦争のお話を聞く会」の初日、金城さんの時間帯の集まりは少人数で、もったいなく、とても申し訳なく…とお詫びしたところ、受けて金城さんは言います。「大丈夫! たった一人でもしっかり語りを聞いてくださる人がいる。きっと気持ちは伝わります。そのことが大切ですし、嬉しいですよ」。それでも、「学校などで多くの皆さんが聞いてくださると、もっとうれいす」と答えが返ってきました。



■あったことを隠して無くすことは罪。

茨城県の「沖縄県人会」の会長を2期務められた経緯からも、退職後はブログ等も開設し、より多くの人に沖縄のことを伝えていらっしゃいます。また「平和にとっぷり浸かっている私たちは新たに自覚をしよう。歴史認識は1日にしては変えられない。あったことを隠して無くすことは罪です」と。

今後もますますのご活躍をお祈りしました。

戦争と暮らし展に参加して(牛久地区組合員 青柳孝子さん)

今回の展示は、いつの時代も巻き添えになりやすい、最も弱い立場の子ども、女性、親子にスポットをあて、戦争が始まったら子ども達の生活や日常の暮らしがどう変わってしまうのか、戦争を知ってもらうための展示会でした。

私は「戦争中の暮らし」のパネル展示を担当しました。戦争時代に子ども達のようなすを撮影してある写真を探しに地元の図書館に行きました。

写真集「子どもたちの昭和史」(大月書店)がありました。写真集の中には高等女学校の生徒は学業を奪われて軍服作りが日課となり、子どもたちは防戦のための軍需品としてのウサギの皮のためにウサギを飼っていた様子などをパネルにしました。展示はしませんでした。目の不自由な子ども達までが軍事教練され「戦力」とされた時代でした。

来館者の中には、「私たちも女学校の時、竹やりやったのよ」、「私たちが初めて男女共学になった時だったの」、「学校の校舎が兵舎になったのよ」、「アメリ

カの戦闘機グラマンが、アメリカ兵の顔が見えるくらいの低空飛行で機銃を放ち、恐ろしかった。周りは火の海になった」と、当時のことを話してくれました。



太平洋戦争のパネルを見ながらお父さんが小学生の娘さんに語りかけている姿も見られました。また、戦争を体験した方々のお話は言葉では言い表わせられないものがあります。

私たちは戦争が起きたらどうなるか、経験はしていません。想像することはできます。

戦争体験のお話をもっとたくさんの方々に聞いてほしいと思いました。

今、大切なことは、平和について学び、語っていくことではないでしょうか。

この展示会のためにたくさんの方々にご協力頂きまして本当にありがとうございました。